

下水道への排除基準(平成27年10月7日改正)

対象物質及び項目			特定事業場			その他の工場又は事業場	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満 30m ³ /日以上 ※注1	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
有害物質	法令による基準(9条の4)	カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ以下(注2)			0.03mg/ℓ以下	
		シアン化合物	1mg/ℓ以下			1mg/ℓ以下	
		有機リン化合物	1mg/ℓ以下			1mg/ℓ以下	
		鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		六価クロム化合物	0.5mg/ℓ以下			0.5mg/ℓ以下	
		ひ素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ以下			0.005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下			0.003mg/ℓ以下	
		トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下			0.2mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下			0.02mg/ℓ以下	
		1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下			0.04mg/ℓ以下	
		1, 1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下			1mg/ℓ以下	
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下			0.4mg/ℓ以下	
		1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下			3mg/ℓ以下	
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下			0.06mg/ℓ以下	
		1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下			0.02mg/ℓ以下	
		テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06mg/ℓ以下			0.06mg/ℓ以下	
		2-クロロ-4'-6'-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン(別名シマジン)	0.03mg/ℓ以下			0.03mg/ℓ以下	
		S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2mg/ℓ以下			0.2mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下			0.1mg/ℓ以下	
		ほう素及びその化合物	大柿処理区	10mg/ℓ以下(注3)			10mg/ℓ以下
			大柿処理区以外の処理区	230mg/ℓ以下(注3)			230mg/ℓ以下
		ふっ素及びその化合物	大柿処理区	8mg/ℓ以下(注3)			8mg/ℓ以下
			大柿処理区以外の処理区	15mg/ℓ以下(注3)			15mg/ℓ以下
		1, 4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下(注6)			0.5mg/ℓ以下	
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ以下			10pg-TEQ/ℓ以下	
生活環境項目等	条例による基準	クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下			2mg/ℓ以下	
		フェノール類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	(注1)	5mg/ℓ以下	.
		銅及びその化合物	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下		3mg/ℓ以下	.
		亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ以下(注4)	2mg/ℓ以下(注4)		2mg/ℓ以下	.
		鉄及びその化合物(溶解性)(注5)	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下		10mg/ℓ以下	.
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下		10mg/ℓ以下	.
		窒素含有量	240mg/ℓ未満	240mg/ℓ未満		240mg/ℓ未満	.
		りん含有量	32mg/ℓ未満	32mg/ℓ未満		32mg/ℓ未満	.
		生物化学的酸素要求量(5日間)	600mg/ℓ未満	.		600mg/ℓ未満	.
		浮遊物質質量	600mg/ℓ未満	.		600mg/ℓ未満	.
		ノルマルヘキサン	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	.
		抽出物質含有量	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	.
		水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	.
		温度	45℃未満			45℃未満	
		よう素消費量	220mg/ℓ未満				220mg/ℓ未満

は、直罰(法 § 46の2)

は、除外施設の設置等に係る基準(継続使用)

※注1 特定施設のうち、「排水量50m³/日未満30m³/日以上」については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排除基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)第7条第2項の規定により「シアン又はクロムを使用する特定事業場」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属する特定事業場」に対し、フェノール・銅・亜鉛・鉄・マンガン・窒素・リンの基準が適用される。

※注2 ① カドミウム及びその化合物については、平成28年11月30日または平成29年11月30日まで暫定基準がある。
金属鉍業、溶融めっき業(溶融亜鉛めっきに限る。)については、平成28年11月30日まで暫定基準を適用する。
非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)については、平成29年11月30日まで暫定基準を適用する。
② カドミウム及びその化合物の基準は、既に特定施設を設置している事業場に対しては、施行後(平成26年12月1日以降)6か月間(水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設にあっては1年間)に掲げる特定施設の場合は1年間)は適用されません。

※注3 平成28年6月30日まで、暫定基準がある。

※注4 平成28年12月10日まで、暫定基準がある。

※注5 硫黄鉍業(硫黄と共存する硫化鉄鋼を掘採する鉍業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

※注6 平成30年5月24日まで、暫定基準がある。

- ・ 旅館業については特定事業場の基準は適用されませんが、宿泊者・旅館等の従業員以外の外部の客を受け入れる一定規模以上の飲食店を有する場合には、特定事業場の基準が適用されます。
- ・ 特定施設のダイオキシン類の項目は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設(特定施設)に係る基準です。
- ・ 除害施設の設置等に係るダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設以外の事業場では、下水処理区によっては適用されない場合があります。